

厚生労働省
東京労働局発表
令和7年10月31日

担当 東京労働局労働基準部
監督課長 神子沢 啓司
主任監察監督官 梶山 英之
電話 03 (3512) 1612

建設業のベストプラクティス企業との 意見交換を実施します

～東京労働局長が関東地方整備局とともに訪問・意見交換～

東京労働局（局長 増田嗣郎）では、11月の「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として、東京労働局長が働き方改革に向けて積極的に取り組む企業（ベストプラクティス企業）を訪問し、意見交換を行い、当該企業の取組事例を広く紹介することとしています。

建設業については、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用され、また、令和6年にいわゆる第三次担い手三法が成立したことなどを踏まえ、東京労働局と関東地方整備局では、適正な工期設定を呼びかけるなど、建設業で働く方の労働環境の改善に向けて取り組んでいます。

こうした中で、本年度は、関東地方整備局とともに、働き方改革に向けて積極的に取り組む建設業の企業を訪問することとしました。

1 意見交換について

（1）対象企業

西松建設株式会社
東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
虎ノ門ヒルズビジネスタワー

【内容】

対象企業から、

- ・経営トップによる毎年の時間外労働の上限時間数の目標設定
- ・「現場工務革新センター」への業務集約による現場業務の負担軽減
- ・遠隔操作システムを山岳トンネル工事に導入
- ・ウェアラブルデバイスを活用した熱中症の重症化予防対策

などの取り組みを紹介します。



※写真は西松建設株式会社本社（東京都港区）

(2) 場所・日時

・ 場所

東京都港区虎ノ門一丁目 17 番 1 号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー 7 階

・ 日時

令和 7 年 11 月 25 日 (火) 13 時 30 分～15 時 30 分

・ 進行予定

13:30 写真撮影

13:50 東京労働局長・関東地方整備局 挨拶

14:00 対象企業の取組事例紹介

14:30 対象企業の労働者からヒアリング

14:40 意見交換

15:00 終了 (目途) ※ 終了後に囲み取材に対応可

2 取材のお願い

(1) 当日の現地取材を是非ともお願いいたします。

取材をいただける場合は、

- ① 貴社名
- ② 参加者職氏名 (複数名参加される場合は全員分)
- ③ 使用機材 (カメラ (ムービー台数、スチール台数)、三脚使用の有無)
- ④ ご連絡先 (電話番号)

について、お電話 (03-3512-1612 田村・稲田宛て) でお伝えいただくか
メールアドレス kantokuka-tokyo13●mhlw.go.jp

まで、ご連絡下さい (お手数ですが、●を@に置き換えてください。)

なお、ご連絡は、11 月 19 日 (水) 17 時までにお願いいたします。

(2) 取材当日は、西松建設株式会社本社において、13 時 00 分から受付を開始します。

(3) 企業に対する事前の個別お問い合わせはご遠慮ください。

(4) 当日の撮影・録音等に当たっては、当局及び企業担当の指示に従っていただきますようお願いいたします。

【当局担当】 田村・稲田 (労働基準部監督課 電話：03-3512-1612)